第八十一条の二の二（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	第八十一条の二の二の規定による文書化
第八十一条の二の二第一項第一号ヘ、リ及びヌ並びに第二号（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第八十一条の二の二第一項第一号ヘ、リ及びヌ並びに第二号並びに第三項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成
（略）	（略）
第八十一条の二の四第一項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	第八十一条の二の四（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化
第八十一条の二の四第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	（新設）
（略）	（略）
（略）	（略）
医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令
（略）	（略）
第二十八条第四項（第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書及び治験機器概要書の改訂	第二十八条第三項（第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書及び治験機器概要書の改訂
（略）	（略）
（略）	（略）
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
（略）	（略）
第三条の二十四第十項の規定による訪問看護報告書の作成	第三条の二十四第十一項の規定による訪問看護報告書の作成
（略）	（略）
（略）	（略）
再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令	再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令
（略）	（略）
第十一条第一項第一号の規定による製造指図書の作成	第十一条第一号の規定による製造指図書の作成
（略）	（略）
（略）	（略）
無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準	（新設）
（略）	（略）
第二十六条第七号の規定による帳簿の整備	（新設）